

(1) 受付窓口 社会福祉課、笠間支所福祉課、岩間支所福祉課

(2) 必要書類

①申請書、申立書

②世帯主の本人確認書類(いずれか1点)

- ・マイナンバーカードのコピー(写真のある面) ・運転免許証のコピー(写真のある面)
- ・健康保険証のコピー(氏名が記載されている面) ・在留カードのコピー(写真のある面) など

③振込先口座の確認書類(いずれか1点)

- ・振込先口座の通帳のコピー ・振込先口座のキャッシュカードのコピー

④「任意の1か月の収入」または「令和3年中の収入見込額」の確認書類

- ・給与収入：給与明細書などのコピー ・事業収入など：帳簿などのコピー
- ・年金収入：決定通知書、改定通知書、振込通知書などのコピー
- ・源泉徴収票、確定申告書などのコピー

(3) 書類配布場所 社会福祉課、笠間支所福祉課、岩間支所福祉課

受付期間

1 住民税非課税世帯 2月14日(月)～5月10日(火)

2 家計急変世帯 2月14日(月)～9月30日(金)

※当日、消印有効

⑤ 第十一回 特別弔慰金の請求を受け付けています

申・問 友部地区:社会福祉課(内線 157) 笠間地区:笠間支所福祉課(内線 72133)

岩間地区:岩間支所福祉課(内線 73171)

「戦没者の遺族に対する特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)」の申請期限は令和5年3月31日です。手続きが済んでいない遺族の方は、お早めに申請してください。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等の受給権を有する方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

順位	対象者
1	弔慰金受給権者
2	子
3	戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計を共にしていて、令和2年4月1日現在、氏を変える婚姻または遺族以外の者と養子縁組をしていない (1)父母 (2)孫 (3)祖父母 (4)兄弟姉妹
4	上記3に必要な要件を満たしていない (1)父母 (2)孫 (3)祖父母 (4)兄弟姉妹
5	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた三親等内親族で (1)戦没者等の葬祭を行った者 (2)戦没者等の葬祭を行っていない者

※子については、戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。

※戦没者死亡後に出生した兄弟姉妹・孫・三親等内親族は、該当になりません。

支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

請求方法 請求書類は、社会福祉課および各支所福祉課窓口でお渡しします。請求の際、マイナンバーカードなど本人確認ができるもののほか、戸籍書類や印鑑などが必要です。

請求期限 令和5年3月31日(請求期限を過ぎると受給権が消滅します)

小中学生の登下校の見守りをお願いします。

5ページ

2022-0203